

この書類を市町村役場の窓口に提出してください

山梨県立高等学校の授業料及び入学料減免のための 実情調査書について（補足）

○授業料や入学料の減免を申請する保護者の方へ

世帯の構成を確認するため、実情調査書の提出が必要です。

この用紙を、実情調査書とともにお住まいの市区町村の税担当部署に提示してください。

○市区町村の税担当部署の方へ

減免制度の適切な運用のためには世帯の構成を正確に把握する必要があります。

この用紙の提示を受けましたら、実情調査書への記入と公印による証明にご対応ください。

※ 固定資産税額と市町村民税均等割額の欄への記入は不要です。

※ 実情証明書に替えて、世帯員全員分（子を含む）の課税証明書を提出していただくこともできます。その場合、(A) 欄より右側の欄は「別紙のとおり」または「課税証明書のとおりに」とご記入いただいで差し支えありません。

ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先

山梨県立甲府昭和高等学校 事務室 電話 055-275-6177